

津市地区農政推進事業補助金交付要綱

平成 22 年 5 月 19 日訓第 36 号

改正 平成 26 年 7 月 31 日訓第 59 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、地区農政の円滑な推進を図るため、津市補助金等交付規則（平成 18 年津市規則第 44 号。以下「規則」という。）の規定に基づき地区農政推進協議会（地区農政の在り方について企画・立案する事業主体をいう。）に対し補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 前条の補助金は、「地区農政推進事業補助金」（以下「補助金」という。）と称する。

(補助の対象)

第 3 条 補助金は、別表に掲げる地区農政推進協議会に対してこれを交付するものとする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金は、次の各号に掲げる額の合計額とし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

- (1) 地区の農業振興を図る上で必要となる事業（この要綱に基づく補助金以外の金銭的援助を本市から受けている事業を除く。）に要する経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（当該額が原則として 10 万円を超えるときは、10 万円）
- (2) 協議会（地区の農業振興について協議し、本市の農業振興事業への反映を図るためのものに限る。）の開催に要する経費に相当する額
- (3) 本市の行う農業施策、農政関係調査等に協力するために要する経費に相当する額

(交付申請の期限)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の別に定める期日とは、毎年 9 月 30 日とする。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、平成２２年５月２０日から施行する。
- 2 津市地区農政推進事業交付金交付要綱（平成１８年津市訓第１６２号）は、廃止する。

附 則（平成２６年７月３１日訓第５９号）

この訓は、平成２６年８月１日から施行する。

別表（第３条関係）

名称	所管区域
津北部地区農政推進協議会	津市支所及び出張所設置条例（平成１８年津市条例第１２号。以下「条例」という。）第３条に規定する津市高野尾出張所、津市大里出張所、津市一身田出張所、津市白塚出張所及び津市栗真出張所の所管区域
津中部地区農政推進協議会	本市の区域のうち、他の地区農政推進協議会の所管区域を除いた区域
津南部地区農政推進協議会	条例第３条に規定する津市藤水出張所、津市高茶屋出張所及び津市雲出出張所の所管区域
久居地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市久居総合支所の所管区域
河芸地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市河芸総合支所の所管区域
芸濃地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市芸濃総合支所の所管区域
美里地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市美里総合支所の所管区域
安濃地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市安濃総合支所の所管区域
香良洲地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市香良洲総合支所の所管区域
一志地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市一志総合支所の所管区域
白山地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市白山総合支所の所管区域
美杉地区農政推進協議会	条例第２条に規定する津市美杉総合支所の所管区域